■平成30年度 第15回部会 (2018.11.27) における委員意見の概要

参考資料1

番号	分類	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	バリアフ	リー基本構想等の推進について
1		マスタープランは市町村全体の方針で、基本構想は個別エリアの事業計画に近い。基本構想を作成した市町村においても市町村全体のマスタープランを作成するのが望ましい。 基本構想の中に全市域の方針が記載されている場合は、マスタープランとみなしてもいいのではないか。
2		目標は新しいマスタープランや基本構想を作るだけでなく、これまでの基本構想で位置 付けたものをきちんと達成することが重要。
3	指針の目的	目的にある「魅力あふれる都市空間の創造に向けて」というと町村が対象でないと誤解されないか心配。
4		市町村が当事者参加の協議会を設定するなど、法の趣旨を徹底して順守するようなこと を示してほしい。
5	マスタープラン	マスタープランは基本、全市域の方針であるが、山林等を除いた市街地等におけるバリ アフリーの方針を示すものであるから促進地区を設定している。
6		旧法に基づく基本構想があるから、マスタープランが必要ないなどスルーされるのが問題。全て現行法、時代に即したものが作成されているのが望ましい。
7	協議会	市町村がマスタープランや基本構想を作成・見直しを行うにあたり、当事者が参加できる協議会など当事者が意見を言える場を設定してほしい。
8		社会情勢は1~2年でかわることもあり、基本構想の見直しに際し、当事者が参加した 協議会をどのように実現し、継続していくかが課題。
9		継続協議会は大切。芦屋では数年にわたり協議を続け、当事者を含め住民が満足する歩 道橋とエレベーターができた。
10	分析・評価	法改正により基本構想の見直しは5年ごとにとなっているが、これは最低限の基準。 当事者参加による協議会での基本構想の分析・評価は毎年行うべき。
11		基本構想を作成した後、分析・評価を行っていない市町村があるのが課題。
12	府の役割	市町村に対しマスタープランや基本構想の必要性を十分伝えることも府の役割。

番号	分類	ご意見	
(2))ホテル又は旅館におけるバリアフリー化について		
1	条例の改正	大阪での万博開催を踏まえ、外国から障がいを持った方の参加も想定されることから、 大阪のホテルの基準も改正すべき。 改正の検討に際し、当事者の意見を聞く場を持っていただきたい。	
2	対象の範囲	ビッグアイ(堺市)で被験者の範囲や介助のスペースなどを考えて検証実験を行ったが、完成後、重度の電動車いすの方は使えなかったことがある。 どこまでの範囲を対象とするのかあくまで可能なことを基準として盛り込んでいくべき。100%満足するものを目指すとハードルが高い。	
3		車いす利用者としては、一般客室のため、多少不自由なのは前提の上ではないか。 扉幅も車いすが入れば問題ないと考えている方もかなりいる。	
4	商品の標準化	国のガイドライン (出入口80cmのユニットバス) の商品は標準化されていない。事務局でも調べていただいた。商品をオーダーで作るのはコストの面から困難であることから各団体からも働きかけてほしい。	
5		仮に技術的課題が解決してもコストが高くなるのであれば、ある程度性能が担保される 商品の標準化がされる状況を社会的に作らないといけない。	
6	引き戸	引き戸は4周の防音が必要となり、コスト面からハードルが高い。昨今どのホテルも「室内で大声を出さないでください」などの注記があり、利用者マナーが悪くなっている状況では防音が必要となりハードルが高いと思う。	